

神戸市誰にでもやさしい空間づくり資金  
融 資 要 綱

平成 28 年 4 月 1 日  
神戸市

# 神戸市誰にでもやさしい空間づくり資金融資要綱

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者をはじめ、年齢や身体の状態などにかかわらず、誰もが暮らしやすい環境の整備が図られるよう、建築物の整備を行う事業主に対して資金を融資することにより、誰にでもやさしい空間づくりを推進することを目的とする。

2 なお、当該融資に係る利子補給については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「建築物」とは次のものをいう。

(1) 兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年3月26日規則第15号）別表第1、別表第2及び別表第2の2に掲げる用途に供する建築物

(2) その他市長が認めるもの

2 「整備」とは、増築、改築、その他市長が認める場合における次の各号の一に該当する内容の整備をいう。

(1) エレベーター又はエスカレーターの設置

(2) 車いす対応トイレの設置

(3) 主たる外部出入口周辺の段差解消

(4) 主たる外部出入口の自動ドアの設置

(5) 手すりの設置

(6) 点字ブロックの敷設

(7) 高齢者、障害者等に配慮した案内板の設置

(8) その他市長が適当と認めるもの

3 「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。

## 第2章 融資の資金

### (金銭預託)

第3条 市は、1か年ごとに一定の金額を融資準備金（以下、「準備資金」という。）として、市が指定する金融機関（以下、「金融機関」という。）に預託する。

### (融資資金)

第4条 金融機関は、市の準備資金に自己資金を加え、融資するものとする。

(融資の区分)

第5条 金融機関は、この制度による融資（以下、「融資」という。）と他の融資とを明確に区分して処理しなければならない。

### 第3章 融資の内容

(資金の使途)

第6条 融資金の使途は、第2条第2項に規定する整備のための工事（以下、「整備工事」という。）に係る資金とする。

(融資額)

第7条 1 建築物あたりの融資額は、予算の範囲内において、100万円以上1億円以下とする。  
ただし、当該整備工事に要する費用のうち、他の公的制度に基づく補助又は融資を受ける額は対象としない。

(返済期間及び返済方法)

第8条 返済期間は、10年以内（据置期間1年を含む。）とする。

2 返済方法は、元金均等月賦返済とする。ただし、この方法により難しいときは、金融機関は、他の方法による返済を指定できるものとする。

(融資利率)

第9条 融資の利率は、融資が実行される月の第1営業日現在における長期プライムレートに4分の3を乗じて算出するものとする（小数点第4位以下切り捨て）。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、必要に応じて市長と金融機関が協議のうえ、利率を変更できるものとする。

(保証人)

第10条 融資を受けようとする者は、金融機関又は兵庫県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の定めるところにより、保証人を立てるものとする。

(担保)

第11条 融資を受けようとする者は、金融機関又は保証協会の定めるところにより、担保を提供するものとする。

(信用保証)

第12条 融資を受けようとする者が中小企業者である場合において、金融機関が必要と認めたときは、保証協会の保証を付さなければならない。

## 第4章 融資の方法

### (融資の申込)

第13条 融資を受けようとする者は、整備工事に着手する前に、資金融資申込書（以下、「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申込書には、市長及び金融機関の定める書類を添付しなければならない。

### (融資の対象)

第14条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 当該整備工事を行う建築物が市内に存在すること
- (2) 当該整備工事を行うことについて正当な権原を有すること
- (3) 原則として、当該融資にかかる事業を1年以上引き続き行っていること
- (4) 市民税を滞納していないこと
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと  
等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと

第15条 次の者は、融資を受けることができない。

- (1) 金融機関が返済能力がないと認めたもの
- (2) その他市長が本融資制度の適正な推進を図るために適当でないと認めたもの

### (融資の決定等)

第16条 市長は、第13条に規定する申込みを受けたときは、当該申込みに関する書類を審査し、必要に応じて調査を行い、これを金融機関に送付するものとする。

2 金融機関は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、直ちにこれを審査し、融資の可否を決定しなければならない。

3 金融機関は、融資の実行については、整備工事完了後、市から次条第2項の確認通知を受けた後にこれを行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

4 金融機関は、前2項により融資を決定したとき及びこれを実行したときは、直ちにそれぞれの旨の決定通知書を市長に送付しなければならない。

### (工事の確認)

第17条 融資の決定を受けた者は、融資対象となった整備工事が完了したときは、直ちに整備工事完了届に必要な書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、直ちに工事検査を実施し、計画どおり整備されている場合には、速やかにその旨を確認通知書により金融機関に通知する。

## 第5章 損失補償

### (損失補償)

第18条 市長は、融資を受けた者（以下「借受人」という。）の債務不履行により金融機関又

は保証協会が損失を受けたときは、次条の契約に定めるところに従い、これを補償する。

(損失補償契約)

第 19 条 市長と保証協会は、借受人が金融機関から借り入れた融資金に係る債務を履行しない場合において、保証協会が当該借受人に代わって弁済したときは、当該借入金の一部を市長が補填する旨を定める契約を締結する。

2 市長と金融機関は、借受人が金融機関から借り入れた融資金に係る債務を履行しない場合において、借受人の債務不履行により金融機関が損失を受けたときは、当該借入金の一部を市長が補償する旨を定める契約を締結することができる。

## 第 6 章 利子補給等

(利子補給)

第 20 条 市長は、借受人に対して、当該融資に係る利息について、予算の範囲内において、当該年度の利子額の 2 分の 1 を上限として、補助する。

(利子補給の期間)

第 21 条 利子補給の期間は、第 8 条第 1 項に規定する返済期間とする。

(利子補給の実施時期)

第 22 条 利子補給の実施は、毎年 2 回とする。

(利子補給金の交付申請及び交付決定)

第 23 条 利子補給を受けようとする者（以下、「利子補給申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、利子補給金交付申請書に、融資金元金及び利息に対する返済状況を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、その旨を利子補給金交付決定通知書により利子補給申請者に通知する。

(利子補給金の請求)

第 24 条 利子補給申請者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、前条の利子補給金交付決定通知書を受領後、市長が定める期日までに、利子補給金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長はすみやかに利子補給金を利子補給申請者に支払うものとする。

(保証料の負担)

第 25 条 借受人が中小企業者であって、保証協会の保証を付す場合においては、当該保証料の全額を市が負担する。

## 第7章 雑 則

(融資の取消し等)

第26条 市長は、融資の決定を受けた者又は借受人が次の各号の一に該当するときは、融資の決定を取消し、融資資金を繰り上げて返済させ、又は第20条に定める利子補給を停止し、若しくは取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽の申込みによって融資を受けたとき

(3) 返済金又は利息の支払いを怠ったとき

(4) 前3号のほか市長又は金融機関の定めるところに違反したとき

2 市長は、前項の措置を行ったときは、その旨を借受人、金融機関及び保証協会へ通知するものとする。

(届出事項)

第27条 借受人は、住所、代表者、保証人等の変更その他重要と認められる事由が発生した場合は、直ちにその旨を市長、金融機関及び保証協会に届け出なければならない。

(申込書等の様式)

第28条 申込書その他の書類の様式は、福祉局長が別に定める。

(施行の細目)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。